

分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会
No.182 2017. 6. 6
発行責任者 松本 幸一
編集責任者 教 宣 部

共同本人訴訟（Ⅱ）開廷！

6月2日、大阪地方裁判所で賃金請求事件・共同本人訴訟Ⅱ（原告：山口さん、島津さん、前田さん）の第5回の口頭弁論が行われました。

今回は口頭弁論終了後、別室で進行協議が行われました。

そして、8月22日及び9月4日に再度、進行協議を行い、証人や日程、時間、内容が具体的に決定していきます。

いよいよ証人尋問が近づいてきました。

皆さん！ぜひ、この証人尋問の傍聴に行きましょう！

夏のボーナス査定期間中、管理者の 非違行為は何と**82**件だ！

私たちは、今回の夏のボーナス査定期間中（10月1日～3月31日）に、大阪仕業検査車両所で仕業・申告班に係る管理者の非違行為を独自に調査しました。

その結果、13名の管理者の非違行為がのべ82件にも上ることが判明しました。この中には一人ですべて10件以上の非違行為を確認した管理者も数人いました。

私たち労働組合は、賃金や労働条件の改善を勝ち取るために闘うと共に良い会社にするため、会社・管理者のチェック機能を果たすことも重要な役目です。共同本人訴訟でも見られるようにデタラメな報告する管理者に対して、私たちもしっかりチェックすることが大切です。そういうことが労使対等につながり、良い会社にするための力となります。

今後私たちはしっかり調査を行い、「おかしい事はおかしい！」と職場から声を上げていきます！！